



2 教参学第 18 号
令和 3 年 1 月 25 日

各都道府県・指定都市教育委員会
指導事務主管部課長
情報教育主管部課長
生涯学習・社会教育主管部課長
各都道府県・指定都市青少年担当主管部課長 殿
各都道府県私立学校主管部課長
附属学校を置く各国公立大学法人担当部課長
小中高等学校を設置する学校設置会社を所
管する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項
の認定を受けた各地方公共団体担当部課長

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長
石塚哲朗

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
江口有隣

文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課長
今井裕一

「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について（協力依頼）

近年、スマートフォン等の急速な普及に伴い、無料通話アプリや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、オンラインゲーム等のいわゆるソーシャルメディア等により高い利便性が得られる一方、長時間利用による生活習慣の乱れや、不適正な利用により、トラブル、いじめやプライバシー上の問題等につながるケースも見られます。

加えて、SNS を通じて小学生が加害者と知り合い誘拐されるなど、SNS を起因とする青少年の犯罪被害が多発しています。

こうしたケースを防ぐためにも、未来を担う青少年が、様々なリスクや対応策を理解した上で、インターネット等を正しく利活用できる環境を整えることが、従来にも増して重要となっています。

このような認識の下、文部科学省では関係府省庁とともに、2 月から 5 月の多くの青少年が初めてスマートフォン、タブレット等を手にする春の卒業・進学・新入学の時期に、インターネット等のサービスを提供する事業者や学校等が連携して、青少年・保護者に対してスマートフォンや SNS 等の安心・安全な利用のための啓発活動を「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、実施するものです。

ついては、貴職におかれても、上記の趣旨を踏まえ、域内の市区町村、市区町村教育委員会及び関係機関・団体、特に域内の小・中・高等学校等に対して周知するとともに、下記のような取組を推進くださるようお願いいたします。

特に、この一斉行動に合わせて警察庁と文部科学省が共同してリーフレット「ネットには危険もいっぱい～あなたは本当にだいじょうぶ?～」(参考資料1)を作成しましたので、コピーの上、掲示・配布するなど、多くの子供や保護者に読んでいただけるよう御配慮をお願いします。

なお、本件については、別途、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について(参考資料2)のとおり、公益社団法人日本PTA全国協議会及び一般社団法人全国高等学校PTA連合会に対しても協力を依頼していますので、申し添えます。

記

卒業式・入学式・入学説明会、保護者会、朝の会・帰りの会、ショートホームルーム等の様々な機会を活用し、保護者や児童生徒に対して、インターネット等を通じた有害情報の危険性や対応策についての啓発活動を行うとともに、インターネット等の安心・安全な利用に関する意識を高め、注意喚起を促すための取組を積極的に推進くださるようお願いいたします。

1. 保護者に対しての啓発

(1) 家庭内におけるルールづくりの推奨

インターネットに接続して使用する機器(スマートフォンやゲーム機等)については、子供に持たせるか持たせないか、発達段階等に応じて判断することが重要です。

また、メリットとリスクを正しく認識し、「賢く安全に使える」ようにするために親子で話し合った上で、子供の発達段階や知識に応じた家庭におけるルールづくりや大人と子供と一緒に取り組むことができる環境づくりが大切です。

特に、SNSを起因とする犯罪被害が増加していることから、「ネットでしか知らない人」と直接会わない、トラブルを一人で抱え込まない等、家庭でのルールを考えるとともに、フィルタリングのカスタマイズ機能を使用すれば、有害情報等の利用を制限しつつ、SNSを利用することはできますので、SNSの安心・安全な利用について親子で十分話し合うことも大切です。

(2) スマートフォン等の購入時におけるフィルタリングの徹底やペアレンタルコントロールの積極的な利用等

携帯電話会社(格安スマートフォン会社(MVNO)も含む)と契約代理店に、携帯電話回線の新規契約時又は機種・名義変更を伴う回線契約時に、以下の義務が課せられています。

- ・契約締結者又は携帯電話端末の利用者が青少年(18歳未満)か確認すること。
- ・契約締結者又は携帯電話端末の利用者が青少年であった場合には、その保護者に対して、青少年が青少年有害情報の閲覧をする可能性がある旨及びフィルタリングの必要性と内容を説明すること。
- ・フィルタリングの有効化措置(フィルタリングソフトやOSの設定)を講ずること。

上記を踏まえて、子供が使用するスマートフォン等の新規回線契約又は機種・名義変更を伴う回線契約の変更・更新時には事業者からフィルタリングの必要性及び内容に関する説明をしっかりと聞くとともに、安易に断ることなく子供と話し合っって積極的にフィルタリングを活用することが必要です。

また、子供のスマートフォン等の利用状況を把握し、利用時間の制限・調整、課金管理等、フィルタリング以外のペアレンタルコントロールの機能も併せて活用するとともに、既にスマート

フォン等を契約済の場合でも、改めて親子でフィルタリングを始めとするペアレンタルコントロールの必要性について話し合ってみることも大切です。

2. 地域における取組の推進

子供たちが SNS 等を通じた犯罪被害等に巻き込まれないために、地域においても様々な場で啓発を実施することが重要です。

保護者を対象とした講座など家庭教育支援の取組や、放課後や土曜日等における学習・体験活動（放課後子供教室等）など、子供たちや保護者が集まるあらゆる機会を活用して、インターネットの安全・安心利用に向けた啓発のための無料講座「e-ネットキャラバン」〈参考情報①〉や、インターネットやスマホの利用に関しての啓発資料「ちょっと待って！スマホ時代のキミたちへ」〈参考情報②〉等の教材を利用していただきながら、積極的な啓発に御協力ください。

3. 児童生徒に対しての指導

(1) 学校における携帯電話等の取扱いについて

学校における携帯電話等の取扱いについては、令和2年7月31日付け文部科学省初等教育局長通知「学校における携帯電話の取扱い等について」に基づいて適切に児童生徒に指導していただく必要がありますが、「ネット上のいじめ」や犯罪被害の予防等を含め、スマートフォン等の適切な利用について配慮することが必要です。

(2) 情報モラル教育について

文部科学省では、情報化の進展に伴う新たな課題に対して、学校における情報モラルに関する指導の充実を図るために、指導する際に役に立つ動画教材及び教員向け指導手引書を作成・配布しています。昨年度は、「スマートフォンやタブレットなどの利用マナー」等をテーマとした動画教材を追加しました。文部科学省HPにも掲載していますので、御活用ください。〈参考情報③〉

また、インターネットの安全・安心利用に向けた啓発のための無料講座「e-ネットキャラバン」を、児童生徒への指導に活用することも効果的です。

さらに、SNS 等での出会いの危険性や、24 時間子供 SOS ダイヤル等トラブルに巻き込まれた際の相談窓口等も盛り込まれたインターネットの利用に関する啓発資料「ちょっと待って！スマホ時代のキミたちへ」等を教材として利用することも有効です。

なお、ソーシャルメディアを使用する際のガイドラインを児童生徒と共に学校において作成するなどの取組も参考になります。〈参考情報④〉

<参考情報>

- ① e-ネットキャラバン
(e-ネットキャラバン HP) <https://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/>
- ② 「ちょっと待って！スマホ時代のキミたちへ」
(文部科学省 HP) https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm
- ③ 情報化社会の新たな問題を考えるための児童生徒向けの教材、教員向けの手引書
(文部科学省 HP) https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416322.htm
- ④ 「子どもとネットのトリセツ」
(安心ネットづくり促進協議会 HP) <https://www.kodomo-safety.org/>
- ⑤ 子供のための情報モラル育成プロジェクトに関する取組について
(文部科学省 HP) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jouhoumoral/index.htm
- ⑥ 「情報モラル実践事例集」
(文部科学省 HP) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1408132.htm
- ⑦ 学校ネットパトロールに関する取組事例・事例集（教育委員会等向け）
(文部科学省 HP) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/081_1/houkoku/1325771.htm
- ⑧ 名誉毀損やプライバシー侵害等の書き込みをしないよう注意喚起する啓発ポスター
(ネット社会の健全な発展部会 HP) <https://www.fmmc.or.jp/net-shakai/>

<参考資料1>

- ・インターネット利用を通じた子供の性被害防止に関するリーフレット
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1396309.htm

<参考資料2>

- ・「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について（公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会宛て通知）

【本件に関する問合せ先】

- 文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課 安全教育推進室
電話 03-5253-4111 (内線 2966) FAX 03-6734-3719
e-mail seisyone@mext.go.jp
- 文部科学省初等中等教育局
児童生徒課 生徒指導室 生徒指導企画係
電話 03-5253-4111 (内線 3298) FAX 03-6734-3735
e-mail s-sidou@mext.go.jp
- 文部科学省初等中等教育局
情報教育・外国語教育課 情報教育振興室
電話 03-5253-4111 (内線 2702) FAX 03-6734-3712
e-mail jogai@mext.go.jp

2021年版

警察庁・文部科学省

守りたい

大切な自分 大切な誰か

～ネットの落とし穴に踏み込まないで～

SNSを通じて多くの子供たちが性被害等にあります。実際にあった例を2つ紹介します。

ケース その1

信用している彼氏や友達に、写真を送っただけなのに…

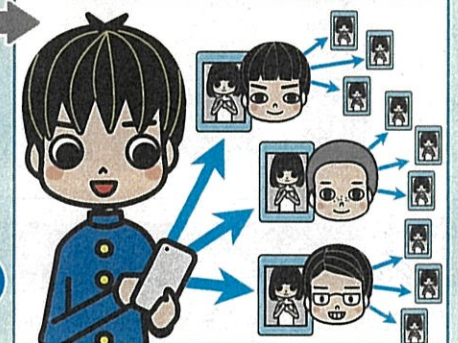
1 彼氏から変なお願いがきて…



2 断りきれずに送ってしまった



3 なんと彼氏がその写真をクラスの男子たちに転送! さらにネットで拡散された!



彼氏・彼女や友達などの信用する相手であっても、絶対に裸の画像を送ってはいけません。一度ネット上に流出した画像は全てを回収・削除することはできません。また、友達などに裸の写真を送信させたり、裸の写真を他の人に転送することは「犯罪」です。

ケース その2

SNSに「家出したい」と書き込んだら、優しいお兄さんが…

1 SNSに「家出したい」と書き込み



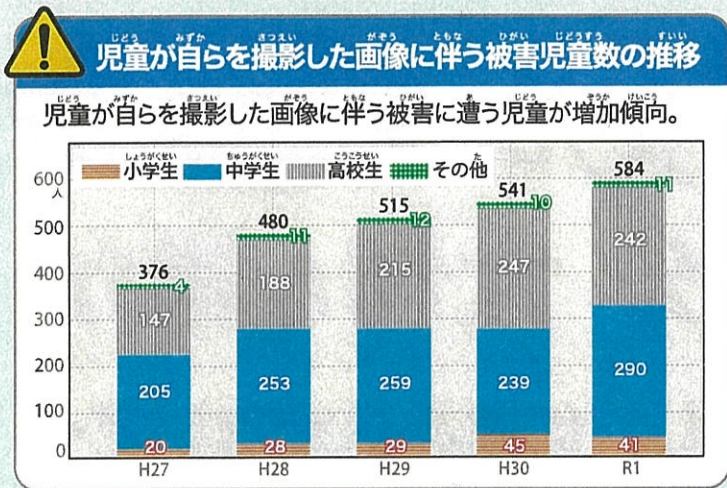
2 優しいお兄さんが返事をくれた



3 会いに行ったら遠い場所まで車で連れていかれ、そのまま閉じ込められた!

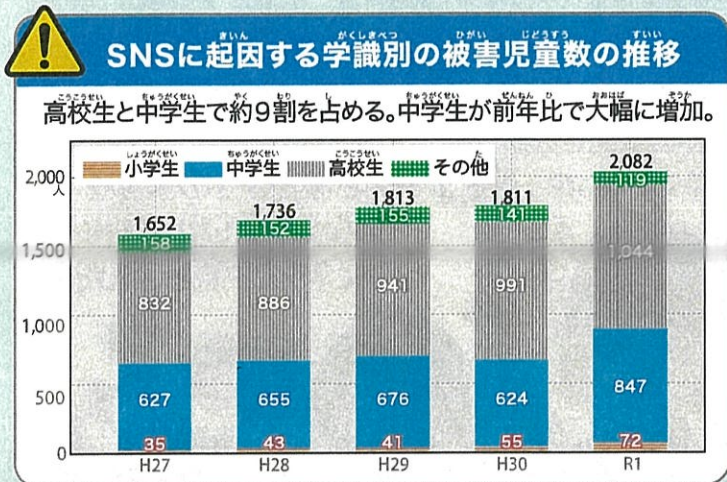


SNSを使う子供たちが、事件にまきこまれる事が増えています。犯罪者は、優しい言葉をかけてきたり良い人のふりをして、子供たちに近づきます。「二人で遊ぼう」「泊めてあげる」などの言葉で子供が外に誘い出され、いたずらをされたり誘拐される事件がおきています。



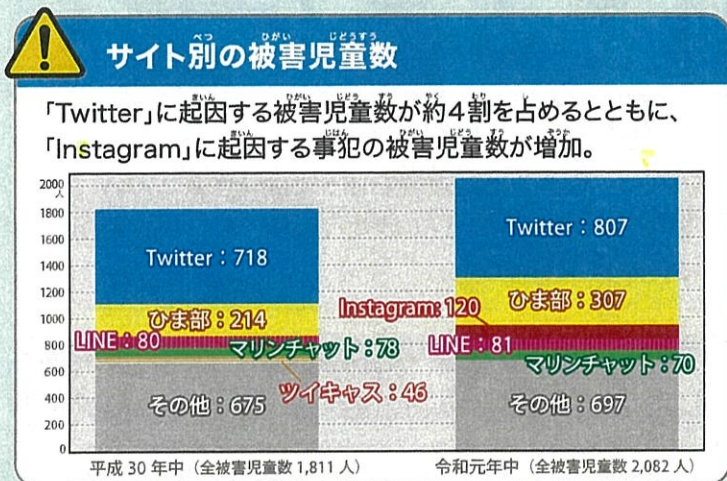
必ずフィルタリングを!

被害児童の約9割がフィルタリングを利用していませんでした。青少年インターネット環境整備法では販売店等に対し、青少年が携帯電話を使用する際の年齢確認やフィルタリングの説明を義務付けています。保護者は説明をしっかりと聞き、年齢や利用状況に応じたフィルタリングを設定しましょう。



親子で見てもらいたいサイトの紹介

- 警察庁Webサイト 子供の性被害対策
各種啓発リーフレットや動画の紹介
https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/index.html
- 文部科学省のYoutube公式サイト
「情報化社会の新たな問題を考えるための教材(18教材)」の紹介
https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbAOd2f-4u_Mx-BCn13GywDI



家庭でのルール作りを!

日頃から子供の能力・発達に見合ったネットの使い方を家庭で考えてみましょう。内閣府では子供が安全に安心してネットを利用できるように家庭でのルール作りの例などを紹介しています。

- 内閣府ホームページ
保護者向け普及啓発リーフレット
https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/index.html

性被害に関して悩んでいる、話を聞いてほしいときの相談窓口(民間団体)

●NPO法人ライトハウス (受付時間: 平日午前10時~午後5時)

☎0120-879-871 (電話代無料/匿名可)

<https://lhj.jp>

- LINEによる相談 LINEのID: @lh214
- メールによる相談 メールアドレス: soudan@lhj.jp

●NPO法人ぱっぷす (受付時間: 24時間365日、いつでも)

☎050-3177-5432 (匿名可)

<https://paps.jp>

- LINEによる相談 LINEのID: @paps24
- メールによる相談 メールアドレス: paps@paps-jp.org

困ったときの相談窓口(行政機関)

●ぴったり相談窓口 子供向け

子供の性被害等に関する相談窓口案内Webサイト
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/annai/index.html>

●警察相談専用電話 ☎#9110

▲最寄りの警察本部の相談窓口につながります。(ハートさん)

●性犯罪被害相談電話 ☎#8103

●24時間子供SOSダイヤル 子供向け

いじめで困ったり、自分や友達の安全に不安があったりしたら、すぐに電話を!

(なやみ、いおう)

☎0120-0-78310 (電話代無料)

●性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター ☎#8891 (全国共通番号)

府政政調第 27 号 - 2
令和 3 年 1 月 25 日

公益社団法人日本 P T A 全国協議会会長 殿

内閣府政策統括官(政策調整担当) 付参事官 (青少年環境整備担当)
総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第一課長
経済産業省商務情報政策局情報経済課長
内閣官房 I T 総合戦略室参事官
警察庁生活安全局少年課長
警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長
消費者庁消費者政策課長
法務省人権擁護局人権啓発課長
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長
(公印省略)

令和 3 年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」(2 月～5 月) について

平素から青少年の安全・安心なインターネット利用環境の整備に向け格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、内閣府を始めとする関係省庁(内閣官房・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省)では、別紙のとおり、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を、官民協力して実施することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、趣旨に御賛同いただき、各地域において、自治体、関係機関・団体等と連携し、下記の事項について御理解をいただき、新型コロナウイルス感染症の広がりを踏まえ、卒業・進学・新入学前後の各校 P T A のオンラインを含む関係会合や広報紙の配布における周知等の工夫をしつつ、インターネットリテラシーの向上に向けた啓発活動等に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1 ペアレンタルコントロール(保護者による管理)

保護者は、家庭において青少年を監護・養育する立場にあり、自らの教育方針に基づいて、青少年が安全に安心してインターネットを利用することができる環境を整備する役割を担うものである。インターネットの利用環境を始

めとする社会環境は大きく変化していることから、それに合わせて保護者の意識向上がより重要になる。そのような状況を踏まえ、保護者は、青少年の置かれている環境やその発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理することが必要である。

2 積極的なフィルタリングの利用

保護者は、子供のスマートフォン等のインターネットの活用の際し、子供とインターネットのリスクについて話し合うなどによって積極的にフィルタリングを活用すること。青少年の発達段階に応じたカスタマイズ機能の整備が進んでいるが、その利用を検討するなどによって、フィルタリングの活用を進めること。また、親子でスマートフォンを共用している場合は、保護者のスマートフォンにおけるフィルタリングの利用を検討すること。

なお、青少年インターネット環境整備法に基づき、携帯電話会社（いわゆる格安スマートフォン会社（MVNO）も含む。）と契約代理店には、携帯電話回線の新規契約時又は機種・名義変更を伴う回線契約時に、次の義務が課せられている。

- ・契約締結者又は携帯電話端末の使用者が青少年（18歳未満）か確認すること。
- ・契約締結者が青少年であった場合にはその青少年に対して、携帯電話端末の使用者が青少年であった場合には、その保護者に対して、青少年が青少年有害情報の閲覧をする可能性がある旨並びにフィルタリング及びその有効化措置（フィルタリングソフトやOSの設定）の必要性と内容を説明すること。
- ・通信サービスと端末をセット販売している場合には、フィルタリングの有効化措置を講じること。

3 時間管理機能、課金制限機能等による適切な利用

青少年のスマートフォン等の利用状況を把握し、利用時間の制限・調整、課金管理等が行える、時間管理機能、課金制限機能等を活用すること。

4 話し合いによる家庭内ルールづくり

ネット利用が拡大するにつれ、SNS等に起因する青少年の犯罪被害、誹謗中傷や自撮り画像配信等の情報発信を契機とするトラブル、低年齢化や長時間利用等に伴う問題、高額課金やネット詐欺等の消費者問題等が生じている。スマートフォン等の不適切な利用によるリスクについて家庭で話し合い、正しい生活習慣づくりやインターネットを正しく利用するための家庭内ルールを作ること。

ルールづくりにおいては、青少年の発達段階、インターネットに関する知識、コミュニケーション能力等に応じるものとし、成長・能力向上に伴い定期的に見直すこと。

5 参考資料

- 資料1 青少年インターネット環境整備法・関係法令
https://www8.cao.go.jp/youth/kankyounet/internet_torikumi/hourei.html
- 資料2 普及啓発リーフレット集【内閣府】
https://www8.cao.go.jp/youth/kankyounet/internet_use/leaflet.html
- 資料3 インターネットトラブル事例集【総務省】
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_johoka/jireishu.html
- 資料4 #NoHeartNoSNS（ハートがなけりゃSNSじゃない!）【総務省】
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_johoka/no-heart-no-sns.html
- 資料5 インターネット利用に当たっての成長段階ごとの注意事項【経済産業省】
https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/policy/filtering.html
- 資料6 ちょっと待って！スマホ時代の君たちへ【文部科学省】
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2020/02/05/20200205-mxt_jogai01_001.pdf（小学校低学年用）
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2020/02/05/20200205-mxt_jogai01_002.pdf（小学校高学年・中学生用）
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2020/02/05/20200205-mxt_jogai01_003.pdf（高校生用）
- 資料7 インターネット利用を通じた子供の性被害防止に関するリーフレット【警察庁・文部科学省】
https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/prevent/materials.html
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1396309.htm
- 資料8 インターネットによる人権侵害をなくしましょう【法務省】
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>
- 資料9 子供の性被害対策【警察庁】
https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/index.html
- 資料10 SNSの誹謗中傷 あなたが奪うもの、失うもの
～#NoHeartNoSNS（ハートがなけりゃSNSじゃない!）～
【政府広報オンライン】
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202011/2.html>
- 資料11 自撮り被害が増加！SNS上の出会いに要注意！！
【政府インターネットテレビ】
<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg16428.html>

(連絡先)

内閣府政策統括官（政策調整担当）付青少年環境整備担当

03-5253-2111（内線 38259・38258）

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第一課

03-5253-5111（内線 5867）

経済産業省商務情報政策局情報経済課

03-3501-0397（内線 3961）

内閣官房IT総合戦略室

03-5253-2111（内線 83644）

警察庁生活安全局少年課

03-3581-0141（内線 3141）

警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課

03-3581-0141（内線 3432）

消費者庁消費者政策課

03-3507-8800（内線 2191）

法務省人権擁護局人権啓発課

03-3580-4111（内線 5875）

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

03-5253-4111（内線 2966）

別紙

令和3年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について

1 趣旨・目的

近年、青少年のスマートフォン等のインターネット接続機器の利用が急速に進んでおり、多くの青少年がSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を利用するようになっている。

一方、こうした機器の長時間利用による生活習慣の乱れや、不適切な利用により、思いがけず他人のプライバシーを侵害してしまったり、青少年が犯罪の被害者や加害者となってしまうケース、SNSを利用した誘い出しにより、青少年が犯罪被害に巻き込まれる事例等、深刻な問題も発生しているところである。

未来を担う青少年が、このようなリスクに対する適切な対応を理解した上で、スマートフォンやSNS等を正しく利活用できる環境を整えることが非常に重要となっている。

このような認識の下、青少年がインターネットの利用に起因する犯罪やトラブルに巻き込まれることを防止し、スマートフォンやSNS等を安全・安心に利用できるよう、青少年が初めて自分のスマートフォン等を手にする時期でもある春の卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、インターネット接続機器やサービスを提供する関係事業者とこれを利用する青少年及び保護者、学校等の関係者が連携、協力し、フィルタリングや時間管理機能、課金制限機能等の利用促進等及びインターネットリテラシーの向上に重点を置いた啓発活動等の取組を集中的に展開する。

2 実施期間

令和3（2021）年2月～令和3（2021）年5月

3 参加府省庁

内閣官房・内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省



府政政調第 27 号 - 1
令和 3 年 1 月 25 日

一般社団法人全国高等学校 P T A 連合会長 殿

内閣府政策統括官（政策調整担当）付参事官（青少年環境整備担当）
総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第一課長
経済産業省商務情報政策局情報経済課長
内閣官房 I T 総合戦略室参事官
警察庁生活安全局少年課長
警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長
消費者庁消費者政策課長
法務省人権擁護局人権啓発課長
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長
(公印省略)

令和 3 年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」（2 月～5 月）について

平素から青少年の安全・安心なインターネット利用環境の整備に向け格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、内閣府を始めとする関係省庁（内閣官房・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省）では、別紙のとおり、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を、官民協力して実施することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、趣旨に御賛同いただき、各地域において、自治体、関係機関・団体等と連携し、下記の事項について御理解をいただき、新型コロナウイルス感染症の広がりを踏まえ、卒業・進学・新入学前後の各校 P T A のオンラインを含む関係会合や広報紙の配布における周知等の工夫をしつつ、インターネットリテラシーの向上に向けた啓発活動等に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1 ペアレンタルコントロール（保護者による管理）

保護者は、家庭において青少年を監護・養育する立場にあり、自らの教育方針に基づいて、青少年が安全に安心してインターネットを利用することができる環境を整備する役割を担うものである。インターネットの利用環境を始

めとする社会環境は大きく変化していることから、それに合わせて保護者の意識向上がより重要になる。そのような状況を踏まえ、保護者は、青少年の置かれている環境やその発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理することが必要である。

2 積極的なフィルタリングの利用

保護者は、子供のスマートフォン等のインターネットの活用の際し、子供とインターネットのリスクについて話し合うなどによって積極的にフィルタリングを活用すること。青少年の発達段階に応じたカスタマイズ機能の整備が進んでいるが、その利用を検討するなどによって、フィルタリングの活用を進めること。また、親子でスマートフォンを共用している場合は、保護者のスマートフォンにおけるフィルタリングの利用を検討すること。

なお、青少年インターネット環境整備法に基づき、携帯電話会社（いわゆる格安スマートフォン会社（MVNO）も含む。）と契約代理店には、携帯電話回線の新規契約時又は機種・名義変更を伴う回線契約時に、次の義務が課せられている。

- ・契約締結者又は携帯電話端末の使用者が青少年（18歳未満）か確認すること。
- ・契約締結者が青少年であった場合にはその青少年に対して、携帯電話端末の使用者が青少年であった場合には、その保護者に対して、青少年が青少年有害情報の閲覧をする可能性がある旨並びにフィルタリング及びその有効化措置（フィルタリングソフトやOSの設定）の必要性と内容を説明すること。
- ・通信サービスと端末をセット販売している場合には、フィルタリングの有効化措置を講じること。

3 時間管理機能、課金制限機能等による適切な利用

青少年のスマートフォン等の利用状況を把握し、利用時間の制限・調整、課金管理等が行える、時間管理機能、課金制限機能等を活用すること。

4 話し合いによる家庭内ルールづくり

ネット利用が拡大するにつれ、SNS等に起因する青少年の犯罪被害、誹謗中傷や自撮り画像配信等の情報発信を契機とするトラブル、低年齢化や長時間利用等に伴う問題、高額課金やネット詐欺等の消費者問題等が生じている。スマートフォン等の不適切な利用によるリスクについて家庭で話し合い、正しい生活習慣づくりやインターネットを正しく利用するための家庭内ルールを作ること。

ルールづくりにおいては、青少年の発達段階、インターネットに関する知識、コミュニケーション能力等に応じるものとし、成長・能力向上に伴い定期的に見直すこと。

5 参考資料

- 資料1 青少年インターネット環境整備法・関係法令
https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_torikumi/hourei.html
- 資料2 普及啓発リーフレット集【内閣府】
https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/leaflet.html
- 資料3 インターネットトラブル事例集【総務省】
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html
- 資料4 #NoHeartNoSNS（ハートがなけりゃSNSじゃない!）【総務省】
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/no-heart-no-sns.html
- 資料5 インターネット利用に当たっての成長段階ごとの注意事項【経済産業省】
https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/policy/filtering.html
- 資料6 ちょっと待って！スマホ時代の君たちへ【文部科学省】
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2020/02/05/20200205-mxt_jogai01_001.pdf（小学校低学年用）
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2020/02/05/20200205-mxt_jogai01_002.pdf（小学校高学年・中学生用）
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2020/02/05/20200205-mxt_jogai01_003.pdf（高校生用）
- 資料7 インターネット利用を通じた子供の性被害防止に関するリーフレット【警察庁・文部科学省】
https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/prevent/materials.html
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1396309.htm
- 資料8 インターネットによる人権侵害をなくしましょう【法務省】
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>
- 資料9 子供の性被害対策【警察庁】
https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/index.html
- 資料10 SNSの誹謗中傷 あなたが奪うもの、失うもの
～#NoHeartNoSNS（ハートがなけりゃSNSじゃない!）～
【政府広報オンライン】
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202011/2.html>
- 資料11 自撮り被害が増加！SNS上の出会いに要注意！！
【政府インターネットテレビ】
<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg16428.html>

(連絡先)

内閣府政策統括官（政策調整担当）付青少年環境整備担当
03-5253-2111（内線 38259・38258）

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第一課
03-5253-5111（内線 5867）

経済産業省商務情報政策局情報経済課
03-3501-0397（内線 3961）

内閣官房 I T 総合戦略室
03-5253-2111（内線 83644）

警察庁生活安全局少年課
03-3581-0141（内線 3141）

警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課
03-3581-0141（内線 3432）

消費者庁消費者政策課
03-3507-8800（内線 2191）

法務省人権擁護局人権啓発課
03-3580-4111（内線 5875）

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
03-5253-4111（内線 2966）

別紙

令和3年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について

1 趣旨・目的

近年、青少年のスマートフォン等のインターネット接続機器の利用が急速に進んでおり、多くの青少年がSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を利用するようになっている。

一方、こうした機器の長時間利用による生活習慣の乱れや、不適切な利用により、思いがけず他人のプライバシーを侵害してしまったり、青少年が犯罪の被害者や加害者となってしまうケース、SNSを利用した誘い出しにより、青少年が犯罪被害に巻き込まれる事例等、深刻な問題も発生しているところである。

未来を担う青少年が、このようなリスクに対する適切な対応を理解した上で、スマートフォンやSNS等を正しく利活用できる環境を整えることが非常に重要となっている。

このような認識の下、青少年がインターネットの利用に起因する犯罪やトラブルに巻き込まれることを防止し、スマートフォンやSNS等を安全・安心に利用できるよう、青少年が初めて自分のスマートフォン等を手にする時期でもある春の卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、インターネット接続機器やサービスを提供する関係事業者とこれを利用する青少年及び保護者、学校等の関係者が連携、協力し、フィルタリングや時間管理機能、課金制限機能等の利用促進等及びインターネットリテラシーの向上に重点を置いた啓発活動等の取組を集中的に展開する。

2 実施期間

令和3（2021）年2月～令和3（2021）年5月

3 参加府省庁

内閣官房・内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省

